

船員の最低賃金に関する省令等の一部改正に係るパブリック・コメントの募集について

平成20年5月12日

<問い合わせ先>

海事局

船員政策課

(内線45114)

TEL: 03 5253 8111

第168回国会において、最低賃金法(昭和34年法律第137号。)の一部が改正され、平成20年7月1日から施行されることに伴い、国土交通省では、船員の最低賃金に関する省令(昭和34年運輸省令第35号。)の一部を改正することを予定しております。

つきましては、広く内外の関係者から、本改正に対するご意見を以下の要領で募集します。頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めその旨ご了解願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

船員の最低賃金に関する省令等の一部を改正する省令案について【PDF形式】

2. 意見募集期限

平成20年6月11日(水)(必着)

3. 意見募集方法

住所、氏名、職業(会社名又は所属団体)、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。

(1) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号: 03 - 5253 - 1645

国土交通省海事局船員政策課企画係

あて

(2) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省海事局船員政策課企画係
あて

(3) 電子メールでの場合

電子メールアドレス：MRB_ROS@mlit.go.jp

国交通省海事局船員政策課企画係

あて

電子メールでのご意見の送付の場合はテキスト形式としてください。

4. 注意事項

頂いたご意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨をお書き添え願います。)